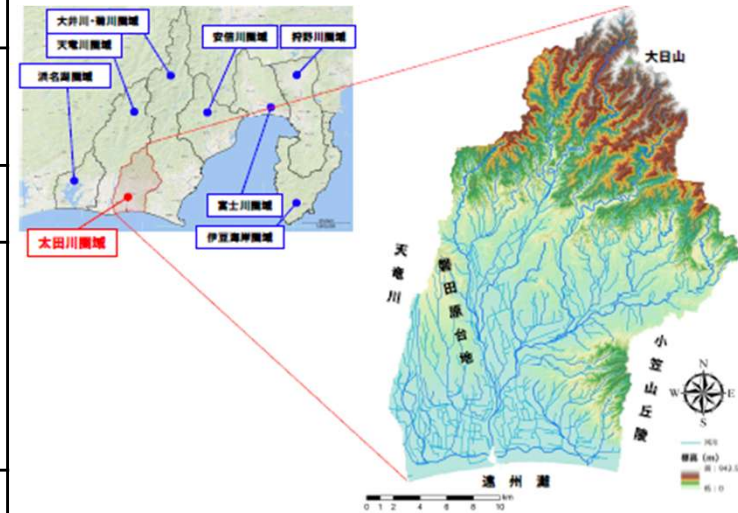


【新規】「太田川圏域流域水循環計画」の概要

計画名	太田川圏域流域水循環計画（R8.3策定）		
提出機関名	静岡県	対象地域	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町
メイン課題	水質、水量、防災・減災、生態系、地域振興		
計画概要	水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分野で取組を推進し、目標を達成するため24の施策を実施。流域治水・水利用・流域環境の間の相乗効果や利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図ることで、流域全体での水循環の最適化を目指す「流域総合水管理」を推進し、「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る」の実現に取り組む。		
計画の特徴	全ての施策間の関係性（相乗効果が発現される施策、相互に調整が必要な施策）を明示。さらに、相互に調整が必要な施策については調整方法を明示。例：河川整備計画や河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮（瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等）。		



太田川圏域（太田川・弁財天川・前川水系流域）
（磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町）

【実施体制】 静岡県（計画策定主体）

地方公共団体	都道府県	○
	政令指定都市	-
	市区町村	○
国の地方支分部局		○
有識者		○
事業者		○
団体（NPOなど）		○
住民		○
その他（ ）		-

